

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		地球規模の諸問題への取組				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑭
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	52,076	51,275	66,417	58,238	86,184
						<26,002,994>
	補正予算	0	0	0		
	繰越し等	0	0	0		
	計	52,076	51,275	66,417		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	39,771	36,176	46,849			

政策評価調書（個別票2）

政策名	地球規模の諸問題への取組					番号	⑭	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費	53,870	77,162		
	●	2	一般	在外公館	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費	4,368	9,022		
	●	3	一般	外務本省	分野別外交費	金融・世界経済首脳会合の開催等に必要な経費		< 25,568,440 >		
	●	4	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費		< 434,554 >		
	小計						58,238	86,184	<>の内数	<26,002,994>の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						58,238	86,184	の内数	<26,002,994>の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		地球規模の諸問題への取組				番号	⑭	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
分野別援助計画策定事務経費	我が国外交の柱である人間の安全保障の理念の全世界的普及促進を図るため、人間の安全保障ネットワーク諸国を含む関係国との対話の強化及び人間の安全保障諮問委員会に参画する	●	1	4,696	3,465	△ 1,231	△ 1,231	<p>【目標】 持続可能な開発目標(SDGs)のフォローアップ、国連の枠組、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。</p> <p>【実績】 第9回日本・メコン地域諸国首脳会議、日チリ首脳会談、日ギニア首脳会談及び日マダガスカル首脳会談等、複数の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられ、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。</p> <p>人間の安全保障は、人間一人ひとりに焦点を当て、その保護と能力強化を通じて包括的な取組を行うという理念であり、持続可能な開発を達成する上での課題に対処する上で極めて有効。引き続きこの理念に対する関係者の理解を促進すべく、取組を行っていく必要がある。</p> <p>政策評価結果を踏まえ、今後もより一層の事業の進捗を図りつつも、事業経費について見直しを行い、出張者のレベルを変更する等経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。</p>
国際熱帯木材機関理事会開催経費	国際熱帯木材機関理事会が行われる会場に日本政府代表団用作業室を設置し、プレゼンスの向上を図る。	●	1	491		△ 491	△ 491	<p>理事会での議論を通じて違法伐採対策や持続可能な森林経営に向けた国際的取組に貢献する。</p> <p>平成29年度の理事会では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に発生した財務損失問題の処理策が決定された。 ・国際熱帯木材機関の2か年の事業計画が決定された。 <p>理事会において、違法伐採問題に効果的に対処すべくリーダーシップを発揮し、同機関を通じて持続的な森林経営に向けた取組を推進する。</p> <p>政策結果を踏まえ、本件事業については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。</p>

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績
				30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント
								概算要求への反映状況
「世界津波の日」啓発	我が国の防災に関する知見・技術を活用した、津波防災に関する意識の向上を図るとともに、我が国が従来から主張してきた「防災の主流化」のより一層の推進	●	1	8,613	9,494	881	△ 309	【目標】 ・第3回仙台防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進し、引き続き津波防災の普及啓発及び防災能力の強化を行う。 【実績】 平成27年の第3回国連防災世界会議で安倍総理が発表した、平成30年までの4年間での「防災関連分野で40億ドル、4万人の人材育成」という方針は、平成30年3月時点での進捗は約40億ドル（昨年度比+約16億ドル）、約6万人（昨年度比+約2万人）と目標達成が見込まれている。
								「防災関連分野で40億ドル、4万人の人材育成」という方針は早期達成の見込みであるが、引き続き「防災の主流化」の推進に向け、取組を行っていく必要がある。
								政策評価結果を踏まえ、今後もより一層の事業の進捗を図りつつも、事業経費について見直しを行い、通経費等を削減する等経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
「世界津波の日」啓発	我が国の防災に関する知見・技術を活用した、津波防災に関する意識の向上を図るとともに、我が国が従来から主張してきた「防災の主流化」のより一層の推進	●	2	3,920	2,886	△ 1,034	△ 1,034	【目標】 ・第3回仙台防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進し、引き続き津波防災の普及啓発及び防災能力の強化を行う。 【実績】 平成27年の第3回国連防災世界会議で安倍総理が発表した、平成30年までの4年間での「防災関連分野で40億ドル、4万人の人材育成」という方針は、平成30年3月時点での進捗は約40億ドル（昨年度比+約16億ドル）、約6万人（昨年度比+約2万人）と目標達成が見込まれている。
								「防災関連分野で40億ドル、4万人の人材育成」という方針は早期達成の見込みであるが、引き続き「防災の主流化」の推進に向け、取組を行っていく必要がある。
								政策評価結果を踏まえ、今後もより一層の事業の進捗を図りつつも、事業経費について見直しを行い、通経費等を削減する等経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
合計				17,720	15,845	△ 1,875	△ 3,065	

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

平成 30 年度政策評価書

(外務省 29-VI-2)

施策名(※)	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮するため、以下を推進する。 1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。 2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	52	51	66	58
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	52	51	66	
執行額(百万円)	40	36	47			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(B)	(判断根拠) ・主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の28・29年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献	
		* 1-1 持続可能な開発のための2030アジェンダ推進に向けた実施体制の整備及び人間の安全保障への具体的貢献	B
		1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進	B
		* 1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進	B
		個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組	
		* 2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進	B
		* 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進	B
		* 2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進	A

(注1)評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2)「測定指標の28・29年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び28・29年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) 特になし。
-----------------	---------------------------------------

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------------------	----------	---------

個別分野 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

- 1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（2030 アジェンダ）の推進を通じて、人間の安全保障の推進に貢献するとともに、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
- 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。
- 3 人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に努める。感染症対策については、グローバルファンド等を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
グローバルな課題への一層の貢献
- ・ 第 3 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍内閣総理大臣発言（平成 29 年 6 月 9 日）
- ・ 第 4 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍内閣総理大臣発言（平成 29 年 12 月 26 日）
- ・ 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
六 外交・安全保障（積極的平和主義）
- ・ 第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）
- ・ 第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍晋三内閣総理大臣冒頭スピーチ（平成 29 年 9 月 18 日）
- ・ 「UHC フォーラム 2017」における安倍内閣総理大臣スピーチ（平成 29 年 12 月 14 日）

測定指標 1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ推進に向けた実施体制の整備及び人間の安全保障への具体的貢献 *

中期目標（一年度）

持続可能な開発のための 2030 アジェンダについて国連を中心にフォローアップ等を実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。29 年 7 月には、国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において、自発的レビューを行う予定。SDGs 実施指針の下での取組状況の確認及び見直しを 31 年までを目処に実施する。

28 年度

年度目標

- 1 2030 アジェンダの実施体制を整備し、省庁横断的な実施指針を策定する。
- 2 2030 アジェンダのフォローアップ、国連の枠組、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5 月に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部が設置された。これを受け、同推進本部の下、持続可能な開発目標（SDGs）実施のための指針策定に向けて、関係省庁が連携し、さらには、広範なステークホルダーと意見交換を行い、12 月の SDGs 推進本部第 2 回会合において指針本文と付表の二つからなる SDGs 実施指針が決定された。実施指針本文には、ビジョンとして「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げたほか、5 つの実施原則とフォローアップの内容を定めた。また、SDGs のうち、日本として特に注力すべき取組の柱を示すべく、SDGs の内容を日本の文脈に即して再構成し、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」といった 8 つの優先課題を掲げた。付表には、これら 8 つの優先課題のそれぞれについて推進される具体的な施策として、関係省庁から提出された 140 の国内及び国外施策を記載した。
- 2 G7 伊勢志摩サミット首脳宣言、TICADVI ナイロビ宣言、日カザフスタン首脳会談における共同

声明等の成果文書において、人間の安全保障への言及が確保された。また、国連システムにおける人間の安全保障の主流化の一環として、補正予算を通じて、シリアやマダガスカル等において複数の国際機関による分野横断型のプロジェクト（国連人間の安全保障基金等が「人間の安全保障アプローチ」と呼ぶアプローチによるもの）を実施した。

29年度

年度目標

- 1 SDGs 推進本部の下、SDGs 実施指針に沿って、広範なステークホルダーとともに「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた国際協力を強化し、途上国における SDGs 達成に貢献する具体的な取組を推進する。国内においても、SDGs の主流化に向けた取組、ステークホルダーとの連携、広報啓発活動を推進する。
- 2 2030 アジェンダのフォローアップ、国連の枠組、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 途上国の SDGs 達成に向けた具体的取組の推進、国内の SDGs 主流化に向けた取組、ステークホルダーとの連携、広報啓発活動の推進

(1) 途上国の SDGs 達成に向けた具体的取組の推進

我が国の SDGs に特化した国家目標策定が 28 年末となったこともあり、途上国に対する同目標策定のための直接支援の段階に至らなかった。ただし、7 月のニューヨークにおける国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）の自発的国家レビュー（VNR）セッションにおいて、日本が策定した「SDGs 実施指針」を含む我が国の取組、国際協力の取組につき岸田外務大臣より紹介した。また、12 月末の SDGs 推進本部において「SDGs アクションプラン 2018」を決定し、日本の「SDGs モデル」発信のための官民を挙げた「Society5.0」の推進、SDGs を原動力とした地方創生、及び SDGs の担い手としての次世代・女性のエンパワーメントをモデルの基本的方向性として掲げた SDGs への取組を力強く発信した。

これらの取組を通じて、日本が SDGs の実施を通じて国内課題や地球規模の課題に積極的に貢献していく姿勢を国内外で示した。

(2) 国内の SDGs 主流化に向けた取組

国内での SDGs 主流化に向けたオールジャパンの取組を推進するため、12 月、第 1 回「ジャパン SDGs アワード」を開催し SDGs 達成に資する優れた取組を行っている 12 の企業・団体等を表彰した。

(3) ステークホルダーとの連携

SDGs 達成のためには、全ての関係者・機関・組織が、知恵・ツールを持ち寄り、SDGs を「自分のこと」として取り組むことが必要である。政府は、様々なステークホルダーによるパートナーシップを確保すべく、SDGs 推進本部の下に、行政、NGO/NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり意見交換を行う「SDGs 推進円卓会議」を 28 年 9 月に設置した。29 年度は、SDGs 推進円卓会議の第 3 回、第 4 回を実施し、SDGs の達成に向けた取組を推進していくことを確認した。

(4) 広報啓発活動の推進

広報啓発活動としては、ジャパン SDGs アワードに加え、SDGs への親近感を高め、その認知度を向上させるべく、シンガーソングライターのピコ太郎氏の知名度に注目し、同氏を「SDGs 推進大使」に任命した。同氏は国連で SDGs 版 PPAP 等のパフォーマンスを披露したほか、動画配信は世界中で好評を博し、再生回数は 18 万回以上回に達した。また、昨年、12 万人以上が訪れた日本最大の国際協カイベント「グローバルフェスタ・ジャパン 2017」でも、SDGs をメインテーマに扱った。

2 人間の安全保障推進への貢献

国連開発計画（UNDP）戦略計画（2018 年－2021 年）、第 9 回日本・メコン地域諸国首脳会議共同声明、日チリ首脳会談の共同プレス発表、日ギニア首脳会談及び日マダガスカル首脳会談の共同声明等の文書において、人間の安全保障への言及が確保された。さらに、国連システムにおける人間の安全保障の主流化の一環として、補正予算を通じて、シリアにおいて複数の国際機関による分野横断型のプロジェクト（国連人間の安全保障基金等が「人間の安全保障アプローチ」と呼ぶアプローチによるもの）を実施した。

28・29 年度目標の達成状況：B（28 年度：b，29 年度：b）

測定指標 1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

中期目標（一年度）

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。

28年度

年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 プロジェクト以上の申請が得られるよう人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの5件以上の実施を確保する。うち半数以上は、3つ以上の国連機関を始めとする国際機関による共同実施を確保する。
- 3 人間の安全保障基金のドナーベース拡大のため、拠出に関する訴えを強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 28年度中、人間の安全保障基金に対して、前年比17件増の101件の申請があった。我が国は同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットに活動の指針を与える諮問委員会における議論を通じて、人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組んだほか、基金のより効果的な活用に関する議論をリードした。
- 2 28年度中に承認された途上国の人間の安全保障に資するプロジェクトは7件に上った。そのうち4件について、国連機関を含む3つ以上の機関による共同実施を確保した。（「チュニジアとモリタニアにおける仙台防災枠組み2015-2030の実施を通じた都市部における脆弱なコミュニティの強靱化と人間の安全保障の推進」は国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、国連人間居住計画（UN-Habitat）、国連開発計画（UNDP）による共同実施、「レバノンにおける住居環境と経済的エンパワーメントによる脆弱な難民と受入コミュニティの人間の安全保障の改善」は、UN-Habitat、国連児童基金（UNICEF）及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）による共同実施、「持続可能な開発目標達成のためのカメルーン極北部における人間の安全保障の推進」は、UNDP、UNICEF、国連食糧農業機関（FAO）による共同実施、「中央アフリカ共和国の若者を支援するための社会的結束、紛争予防、暴力低減及び人間の安全保障の推進に関する国連パイロットプロジェクト」は、UNDP、FAO、UN Women、国際移住機関（IOM）、国連人口基金（UNFPA）及びUNICEFによる共同実施。）人間の安全保障基金を運営する国連人間の安全保障ユニットが作成したガイドラインでは、同基金による支援案件の実施に対象国政府および現地の非政府機関（NGO）や市民社会組織（CSO）が積極的に関与することが推進されている。このようにして、これら途上国におけるプロジェクトは、実施を通じた裨益コミュニティのみならず、実施機関および対象国政府・市民社会に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。
- 3 複数の潜在的ドナー国に対し、わが国からニューヨークの国連代表部や本国における大使館を通じて働きかけを強化した。また、5月にタイで開催されたアジア太平洋人間の安全保障カンファレンスにおけるパネル・ディスカッションにおいては、登壇した日本政府代表のスピーカーからも、各国に拠出についての必要性を訴え、更には、11月のエジプトで開催された一連の国連人間の安全保障基金関連イベントにおいても、日本政府からの基調講演等において、ドナーベース拡大に向けたスピーチを実施した。

29年度

年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、101以上の申請が得られるよう人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの5件以上の実施を確保する。うち半数以上は、3つ以上の国連機関を始めとする国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。

施策の進捗状況・実績

- 1 人間の安全保障基金に対する申請状況

29 年度中、人間の安全保障基金に対して、前年比 45 件減の 56 件の申請があった。我が国は前年同様同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携し、人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組んだほか、同ユニットに活動の指針を与える諮問委員会において、基金のより効果的な活用に関する議論をリードする等の取組を行なった。

2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの実施状況

29 年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは 4 件であり、そのうち下記の 3 件は国連機関を含む 3 つ以上の機関による共同実施を確保した。

(1) 「ソマリアにおける国内避難民・帰還民の危機に対する地域的解決の実現」

国際移住帰還 (IOM)、国連人間居住計画 (UN-HABITAT)、国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS) 及び国連開発計画 (UNDP) との共同実施。

(2) 「ジャマイカのクラレンドン北部及びキングストン西部における強靱性の強化」

UNDP、国連環境計画 (UNEP)、国連食糧農業機関 (FAO) 及び全米保健機構 (PAHO) との共同実施。

(3) 「エジプトにおける国外移住防止に向けた若者の雇用」

IOM、国連工業開発機関 (UNIDO) 及び UNDP による共同実施。

3 その他

2030 アジェンダの下で人間の安全保障の更なる活性化を図るべく、7 月、国連人間の安全保障ユニット及び人間の安全保障ネットワークとの共催で、国連にて、人間の安全保障とその 2030 アジェンダに対する貢献に関するハイレベルイベントを開催した。参加者からは人間の安全保障アプローチは 2030 アジェンダの推進に資するものであり、国連事務総長の進める国連改革の流れに合致するものであるといった肯定的な発言が多く聞かれた。

28・29 年度目標の達成状況：B (28 年度：b, 29 年度：b)

測定指標 1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 及び感染症対策の推進 *

中期目標 (一年度)

人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。

- 1 強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成を促進する。
- 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 グローバルファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献 (具体的には、2017-2022 の 5 カ年で更に 2,900 万人の命を救うとする、同基金の 5 カ年戦略目標の達成) する。

28 年度

年度目標

- 1 UHC (全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること) の実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ、支援を行う。
- 2 結核、エイズ、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ、支援を行い G7 伊勢志摩サミットなどを通じて国際的な議論を主導する。
- 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 保健システム強化等に資する二国間支援として、プライマリヘルスケア拡大支援プロジェクト (スーダン) や保健政策アドバイザー (ラオス)、セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画 (ニカラグア) などを 28 年度に開始し、専門家派遣を含む技術協力、無償資金協力などスキームを組み合わせて開発途上国の保健システム強化に貢献した。

また、三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア) 対策として、各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対して 2.7 億ドルの支援、開発途上国において既

存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して 19.2 百万ドルの支援を実施した。これら機関は、人材育成や制度整備支援を通じた保健システム強化も実施している。

さらに、これまでの国際保健に関する多国間の援助協調枠組みだった「国際保健パートナーシップ・プラス」(International Health Partnership (IHP) +) が、UHC を 2030 年までに達成することを旨とする「International Health Partnership for UHC2030」(UHC2030) として拡大・強化されることを受け、日本からは UHC2030 の事務局に対し、1.7 百万ドルの支援を実施した。

- 2 G7伊勢志摩サミットでは議長国として議論を主導し、「G7伊勢志摩首脳宣言」において、保健を大きく取り上げ、感染症等の公衆衛生危機への対応能力強化、危機管理対応にも資する UHC の推進、AMR(薬剤耐性)への対応強化の3分野が重要との点で合意し、これら分野での取組の方針をまとめた「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を発出した。また、安倍内閣総理大臣は、日本の具体的な貢献として、公衆衛生危機対応、感染症対策やUHCの実現に向けた保健システム強化等のため、国際保健機関(WHO)等に対する約11億ドルの支援方針を新たに表明した。

TICADVIにおいては、保健を優先課題の一つとして掲げ、ナイロビ宣言では「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」として、公衆衛生危機への対応強化、危機への予防・備えにも資するUHCの推進に向けた取組について合意した。また、安倍内閣総理大臣は、G7伊勢志摩サミットでの約11億ドルの拠出表明に関し、グローバルファンドやGaviワクチンアライアンス等を通じて、約5億ドル以上の支援をアフリカで実施し、約30万人以上の命を救うこと、約2万人の感染症対策のための専門家・政策人材育成や基礎的保健サービスにアクセスできる人数を約200万人増加させることを表明した。

さらに、9月には第71回国連総会のサイドイベントとして、「国際的な健康危機：教訓の実施」をドイツ、ノルウェー、WHOと共催し、安倍内閣総理大臣のスピーチ(塩崎厚生労働大臣代読)において、公衆衛生危機の備え・対応においてWHO改革、国際機関間の連携、迅速な資金動員を可能とする資金メカニズムの構築が重要であり、また、UHCの達成に向けた各国の保健システムの強化は、将来の公衆衛生危機への予防にもつながると主張した。加えて、同国連総会のサイドイベントとして、「野心を持って行動する～UHCを2030年までに達成するために進展を加速」をチリ、インドネシア、ケニア、南アフリカ、タイと共催した。

その上、大規模な感染症の流行や公衆衛生上の緊急事態において、保健と人道支援を分野横断的に連携して対応できるように、WHOと国連人道問題調整事務所(OCHA)が協力して、危機に備えるための手順の策定を「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」において招請し、その策定を後押しした。

- 3 グローバルファンドを通じた支援事業に対しては、我が国は28年度末までに累積で約28億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は、28年末までに、抗レトロウイルス療法(HIV感染者・エイズ患者への治療)受療者数920万人、WHO推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けた結核患者数1,500万人、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数6.5億張(いずれも14年の基金設立からの累積)となった。グローバルファンドは、2012-16年の5年間に1,000万人の命を救うとする5カ年戦略目標も達成し、2017-2022年の5か年で更に2,900万人の命を救うとする目標を設定した。我が国は、これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう、また、資金供与メカニズムが効果的に機能するよう、理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。

29年度

年度目標

- 1 UHC(全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること)の実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行い、G7伊勢志摩サミットやTICADVIで合意した内容及びSDGs実施指針を履行する。このためUHC推進を目的とした国際会議の主催等を通じ、UHCに対する国際的理解の促進を図るとともに、途上国がUHCを達成する上で必要な取組の特定・着手に必要な協力を行う。また国連における決議等において、各国がUHCを推進する上での基盤・方針が適切な形で盛り込まれるよう、価値を共有する国々との協力のもと、外交活動を行う。
- 2 結核、エイズ、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ支援を行い、G7伊勢志摩サミットやTICADVIで合意した内容及びSDGs実施指針を履行する。
- 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへ

の拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保し、SDGs 目標 3.3（エイズ、結核、マラリア等の 2030 年までの根絶）の達成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 UHCに関連した取組状況

基礎的保健システムの強化について、国際機関を通じての具体的な支援として、国連人口基金（UNFPA）を通じ、保健システム強化（ソマリア）や国家家族計画事業強化計画（タジキスタン）に貢献するなどした。

9月に第72回国連総会のサイドイベントとしてWHO、UNDP、UNICEF等と共催した「UHC：万人の健康を通じたSDGsの達成」のスピーチにおいて、安倍内閣総理大臣は、「誰一人取り残さない」社会の実現というSDGsの理念を実現する上でUHC推進は必要不可欠な取組であり、UHC達成に向け、途上国国内資金の他、国際機関やドナー国のみならず民間ビジネスや市民社会のリソースを動員し活用する仕組みが重要と指摘するなど、UHC推進に向けた我が国の決意を示した。

また、12月、東京において世界銀行、WHO、UNICEF、UHC2030、JICAと共催した「UHCフォーラム2017」のスピーチにおいて安倍内閣総理大臣は、G7伊勢志摩サミット及びTICADVI等の機会を通じ、日本が保健を優先課題として取り上げ、国際社会と共にUHCの実現に向けた取組を実施している点に触れつつ、UHC推進を加速するために、グローバルレベルでのUHC推進のモメンタム強化、国レベルでの政府・ドナーの連携促進、継続的なモニタリング、国内外の資金動員、イノベーションを進めることが重要である旨強調し、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、今後29億ドル規模の支援を行うことを表明した。

2 感染症対策

三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）対策として、各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対して3.15億ドルの支援、開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施するGaviワクチンアライアンスに対して19.2百万ドルの支援を実施した。これら機関は、人材育成や制度整備支援を通じた保健システム強化も実施している。

3 SDGs 目標 3.3 達成への貢献状況

グローバルファンドを通じた支援事業に対しては、我が国は29年度末までに累積で約31.1億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は、29年末までに、抗レトロウイルス療法（HIV感染者・エイズ患者への治療）受療者数1,950万人、WHO推奨の直接服薬確認療法（DOTS）を受けた結核患者数1,740万人、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数7億9,500万張（いずれも14年の基金設立からの累積）となった。グローバルファンドは、2012-16年の5年間に1,000万人の命を救うとする5カ年戦略目標も達成し、2017-2022年の5カ年で更に2,900万人の命を救うとする目標を設定した。我が国は、これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう、また、資金供与メカニズムが効果的に機能するよう、理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。

28・29年度目標の達成状況： B（28年度：a，29年度：b）

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）

（出典：国連作成文書）	実績値		
	27年度	28年度	29年度
	51	47	38

評価結果（個別分野1）

施策の分析

【測定指標1-1 持続可能な開発のための2030アジェンダ推進に向けた実施体制の整備及び人間の安全保障への具体的貢献】

28年度

5月に立ち上げたSDGs推進本部の下、関係省庁や広範なステークホルダーとの間で意見交換を行いSDGs実施指針を策定したことや、G7伊勢志摩サミットを始めとする成果文書において人間の安全保

障への言及を確保したことは、SDGsの実施において、関係省庁、市民社会等が一丸となって取り組むことにもつながり、大きな成果であったと考える。(28年度：人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案事務(達成手段①))

29年度

SDGs推進のための国内体制整備は、総理を本部長、全閣僚を構成員としてSDGs推進本部の立ち上げ等もあり28年度をもって基本的体制が整った。

このため、29年度はSDGs推進に向けた取組に注力し、以下の具体的成果をあげた。

まず、SDGsの国際的関心度を高め、各国の協力姿勢を喚起することを目的に、ユニークなパフォーマンス等により一躍インターネット上で世界的に有名となったピコ太郎氏の協力を得て、7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)においてPRイベントを実施し、日本のSDGs推進に向けた取組を発信しつつ、同フォーラムに出席した各国要人にSDGs推進に係る我が国の取組を力強く訴えることができたことは、このPRイベントの最大の成果であり、今後の各国におけるSDGsへの関心の一層の高まりと、推進に向けた動きの加速化が期待されるとともに、国際的な発信の観点から効果があった。

国内的な取組としては、第4回SDGs推進本部会合にて、我が国の主要な国内政策を通じSDGs実施を推進する形で官民連携、地方創生、次世代や女性のエンパワーメントを3本の柱とする我が国政府のSDGsに係る具体的な行動計画である「SDGsアクションプラン2018」を決定し、今後のSDGsの取組の方向性を定め、国内の各ステークホルダーの取組を後押しする上で効果が高かった。こうした成果を得たことは、SDGs推進本部を中心に、SDGsに関する施策を積極的に取り組む体制を整備したことによるところが大きかったと考える。また、SDGs達成に向けて優れた取組を行っている日本の企業・団体等を表彰する第1回「ジャパンSDGsアワード」では、280を超える多数の応募があり、SDGsの国内認知度の向上に効果があった。

人間の安全保障への貢献という観点からは、首脳レベルの働きかけとして、29年度は、第9回日本・メコン地域諸国首脳会議、日チリ首脳会談、日ギニア首脳会談及び日マダガスカル首脳会談等、複数の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられ、各国の人間の安全保障に対する理解を進めることができ、概念の普及に進展がみられた。特に、日本・メコン地域諸国首脳会議では、継続的に成果文書で人間の安全保障に言及され、メコン地域諸国の開発計画にも人間の安全保障の視点が一層反映されることが期待される。

これらの取組を通じて、グテーレス国連事務総長は、訪日中の12月、安倍内閣総理との共同記者会見において、人間の安全保障における日本のリーダーシップは自身の優先課題である予防、持続的な平和及び持続可能な開発にインスピレーションを与えたと述べたほか、直後に「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」をテーマに国連安全保障理事会において開催された公開討論では、人間の安全保障の概念は予防に役立つ枠組みであると発言するなど、日本の取組に対する高い評価を表明した。同公開討論では、他の国からも人間の安全保障アプローチは国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処にきわめて有効であるとの発言があるなど、各国の関心の高さも証明されることとなった。

また、日本の拠出を通じた国際機関によるプロジェクトの実施は、途上国の人々の生活水準に資するものであり、特に29年度補正予算ではUNDPに約151百万ドル、UNICEFに約55百万ドルを拠出する等のプロジェクトを実施し、人間の安全保障の推進に具体的に貢献した。UNDPの「ウクライナ東部における人間の安全保障及び緊急対応能力の向上」やUNOPSの「ソマリアの移民及び帰還コミュニティにおける人間の安全保障の改善」など、プロジェクト名に「人間の安全保障」が含まれるものもあり、人間の安全保障の概念普及に留まらず、実践面からの効果も期待される。(29年度：人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案事務(達成手段①))

【測定指標1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進】

28年度

28年度は、人間の安全保障基金に対して目標(60件)を上回る101件の申請があったほか、目標としていた全体の承認案件(広報案件を除く)のうち半数以上(7件中4件)が複数の国連機関による共同実施案件であった。これは、国連人間の安全保障ユニットによる広報努力によるところが大きかったと考えられる。(28年度：人間の安全保障の実施と理念の普及(達成手段②))

29年度

29年度は、人間の安全保障基金に対する申請数は、目標(101件)を下回る56件となったほか、承認案件数についても、概ね複数の国際機関による共同実施案件という形をとったものの、目標(5

件)を下回る4件となった。申請数が減少したのは、人間の安全保障ユニットのイニシアティブにより、各国際機関が申請を行う際に現地の国連活動を統括する国連常駐調整官との調整の厳格化を義務付け、地域毎の優先事項を踏まえた案件の質の向上を図ったためである。承認案件数の減少は、案件ごとの適格性審査を厳格に行ったためであり、件数の上では減少したが、質の向上に資する結果となり、適切な対応であったと評価できる。(29年度:人間の安全保障の実施と理念の普及(達成手段②))

【測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進】

28年度

29年3月のニュシ・モザンビーク共和国大統領訪日の際に発出された日モザンビーク共同声明において、保健システムの強化は、誰ひとりとして取り残さないUHCの達成及び公衆衛生上の緊急事態に対する備えの強化につながるとの認識が共有されるなど、被援助国自身もその重要性を理解することにつながった。また、26年度外務省第三者ODA評価「保健関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取組の評価」での提言(ドナー間コーディネーションを行い、保健支援のニーズの高い地域の保健サービス支援を、ドナーが分担することによって、より効率的な保健サービス支援拡大につなげる)も参考に、G7伊勢志摩サミット等主要な会議でUHCの達成のため多様なステークホルダーの間の連携の重要性を主張した結果、UHC2030設立につながった他、G7伊勢志摩サミットで日本が主導した議論が29年のG20に拡大し引き継がれた。(28年度:ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進・感染症対策(達成手段③))

29年度

第72回国連総会サイドイベント「UHC:万人の健康を通じたSDGsの達成」、国際会議「UHCフォーラム2017」の開催は、UHCの推進に関する各国の理解促進に貢献し、「UHCの達成を促進する」、「結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する」という中期目標の達成において効果があった。例えばセネガルで、UHCの達成に向け我が国の支援により国内制度の整備が行われており、UHCフォーラム2017にサル大統領が参加し自国の取組についても説明する等我が国の取組が広がりを見せた。(29年度:ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進・感染症対策(達成手段③))

なお、三大感染症対策のためのグローバルファンドについて、我が国は同ファンドの最高意思決定機関である理事会のメンバー国として、倫理・ガバナンス委員会の議論に貢献するとともに、大枠の支援方針決定のみならず国別案件の承認にも積極的に関与、提言を行うなどしている。また、供与された資金の適正使用については、外部監査報告、独立監査報告等の制度が確立しており、理事会が承認したKPIが満たされなかった場合、また資金の適正利用が確認できなかった場合の減額制度も存在するなど、供与資金の適正運用の仕組みが整備されている。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

グローバル化の進展に伴い、国際社会は格差・貧困、テロ・難民、気候変動等の地球規模の課題に直面している。これらの社会・経済・環境問題は相互に絡み合い、かつ国境を越えて繋がっている。国際社会が達成を誓ったSDGsは、これらの絡み合う諸課題を同時かつ根本的に解決する「羅針盤」であることに加え、世界経済フォーラムの推計によれば、SDGsの推進により12兆ドルの価値と3億8千万人雇用創出もたらす機会となり得るとされ、新たなビジネス機会や成長の創出を通じ、日本が抱える少子高齢化を始めとした国内社会課題の解決の鍵でもある。

これら地球規模の課題への対処において、我が国が指導力を発揮し、国際社会に深く貢献していくためには、SDGsへの理解を促進し、求心力のある取組を行う必要がある。人間の安全保障は、人間一人ひとりに焦点を当て、その保護と能力強化を通じて包括的な取組を行うという理念であり、持続可能な開発の課題に対処する上で極めて有効であり、この理念に対する関係者の理解を促進し、様々なスキームを通じた支援を実践することが必要である。

上記のとおり人間の安全保障の概念を普及させグローバルな問題の解決に具体的に貢献するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

今後の課題としては、27年9月に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施にかかる取組の具体化・拡充により日本の「SDGsモデル」を構築することであり、これにより少子高齢化やグローバル化の中で実現できる「豊かで活力ある未来像」を示すとともに、日本が国際社会において地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮することに繋がる。よって、この旨を施策目標に追加する。

【測定指標】

1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ推進に向けた取組の具体化・拡充び人間の安全保障への具体的貢献

持続可能な開発のため 2030 アジェンダ持続可能で強靱な国際社会の構築に向けた国際社会共通の羅針盤であり、人間の安全保障の重要性を継続的に訴え、SDGs 推進の取組を強化し、人間の安全保障に貢献していく必要がある。

2030 アジェンダについては、総理を本部長、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部の設置や、広範なステークホルダーが集結する SDGs 推進円卓会議の設置などに伴い、実施体制は既に整備されている。今後は、SDGs 達成に向け、SDGs に係る取組を国内外で具体化・拡充すべく、12月の第4回 SDGs 推進本部会合において発表した「SDGs アクションプラン 2018」に沿って、日本政府が一体となって主要な取組を進めていく必要がある。上記の理由で、測定指標を修正した。

1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

29年度は申請案件数及び承認案件数ともに目標達成には至らなかったが、これは人間の安全保障基金に対する国連機関からの需要、必要性が低下したことを意味しているわけではなく、引き続き、人間の安全保障の概念及び基金に関して国連機関における認知度向上を目指し、質の高いプロジェクトを着実に実施することが不可欠である。

基金設立当初から現在に至るまで、基金の9割以上を我が国の拠出が占めており、基金のドナーベースの拡大は引き続き追求していく必要がある。人間の安全保障は、人間を中心とした個人の保護とエンパワーメントを重視する概念として、2030アジェンダに資するものであり、人間の安全保障ユニット及び同ユニットに活動の指針を与える諮問委員会を通じ、国連加盟国に対して同基金への拠出を引き続き訴えていくことが必要である。

1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進

G7伊勢志摩サミット及びTICADVI等の機会も含め、日本は保健を優先課題として取り上げ、国際社会と共にUHCの実現に向けた取組を実施しているが、感染症対策を含め国際社会が保健分野で抱えている課題は未だ解決に至っておらず、引き続きこれらの取組を継続する必要がある。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

持続可能な開発目標 (SDGs)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html)

人間の安全保障

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html>)

保健

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hoken.html>)

個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・美しい星への行動（ACE）2.0（平成 27 年 12 月：第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議）
- ・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議）
- ・仙台防災協カイニシアティブ（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議）

測定指標 2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（一年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

28 年度

年度目標

- 1 国連環境計画（UNEP）
第 2 回国連環境総会（UNEA2）や日 UNEP 政策対話等により、UNEP との連携を強化する。
- 2 生物多様性
生物多様性条約 COP13 やワシントン条約 COP17 等での議論に積極的に貢献する。
- 3 水銀に関する水俣条約
条約の発効に向け我が国として同条約未締結国に対する締結の働きかけに取り組む。
- 4 化学物質及び廃棄物管理
UNEP/IETC(国連環境計画・国際環境技術センター)への拠出等を通じ、廃棄物管理分野での取組を推進する。
- 5 オゾン層保護
モントリオール議定書締約国会合等において、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の扱い等を含む主要議題の議論に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 UNEP

5月にナイロビ（ケニア）において第2回国連環境総会（UNEA2）が開催され、27年9月に採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの環境に関する目標への取組、同年12月に採択されたパリ協定の実施の支援策等、環境分野における重要課題について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に貢献した。なお、28年度においては、UNEP事務局長の交替があったこともあり、日UNEP政策対話は開催されなかったが、UNEA2の機会等も活用して、UNEP本部所在地にある我が国在外公館を通じて協力関係の強化に努めた。

2 生物多様性

9月から10月にかけて、ワシントン条約COP17がヨハネスブルグ（南アフリカ）で開催された。同会議においては、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関し、附属書への掲載等が議論され、我が国もこれらの野生動植物の保護及び持続可能な利用に関する議論に貢献した。

12月、生物多様性条約COP13がカンクン（メキシコ）で開催され、22年のCOP10で採択された「愛知目標」の達成に向けた取組等の生物多様性に関する重要課題について議論が行われ、我が国もこれらの議論に貢献した。29年2月、生物多様性条約の下での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する具体的な措置を規定する「名古屋議定書」、並びに、改変された生物（いわゆる遺伝子組換え生物等）の国境を越える活動から生ずる損害に対応するための措置を規定する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」を、我が国の締結に向けて、国会に提出した。

3 水銀に関する水俣条約

条約の発効に向け、我が国として関係各国との連携・協力を進め、同条約未締結国に対する働きかけに取り組んだ結果、29年2月現在、同条約の締約国は38か国となった（28年4月時点の25か国から3か国増）。

4 化学物質及び廃棄物管理

UNEP/IETC への拠出及び UNEP/IETC との緊密な連携による廃棄物管理分野での様々なプロジェクトの実施支援を通じ、途上国における環境技術の適正化の普及に貢献した。

5 オゾン層保護

10月、モントリオール議定書第28回締約国会合がキガリ（ルワンダ）で開催され、同議定書の規制対象に、地球温暖化効果の高いHFCを追加する議定書改正が採択された。その過程で、我が国は各国の立場の違いに配慮しつつ、議論に貢献した。

29年度

年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

国連内で環境問題を担当する UNEP と我が国政府との間の政策対話を通じて連携を強化し、第3回国連環境総会（UNEA3）等の国際的な議論の場において、地球環境問題への対処に係る議論を主導する。

2 生物多様性条約

22年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会合において採択された名古屋議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書の早期締結に向け、関係省庁と連携して取り組む。

3 水銀に関する水俣条約

水俣条約の目的に沿って世界的な水銀規制に係る取組が実効的に進められるよう、締約国の増加に向けて各国に締結を呼びかけるとともに、9月に開催される第1回締約国会議への参加等を通じ、条約の円滑な始動に貢献する。

4 化学物質及び廃棄物管理

5月に開催されるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約合同締約国会議等への参加を通じ、化学物質及び廃棄物管理に係る議論に積極的に参画するとともに、条約の実施に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画（UNEP）

9月のソールハイム国連環境計画事務局長訪日に際して、日 UNEP 政策対話が開催された。また、第3回国連環境総会（UNEA3）においては、我が国も積極的に議論に参加し、閣僚宣言や、13本におよぶ決議の採択に貢献した。

2 生物多様性条約

5月に名古屋議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書について国会の承認を得、同5月に名古屋議定書の受託書を、12月に名古屋・クアラルンプール補足議定書の受託書をそれぞれ国連事務総長に寄託した。

3 水銀に関する水俣条約

5月までに締結の手続きを了した国が50か国に達し、8月に同条約が発効した（30年2月現在の締約国数は87か国）。9月に開催された第1回締約国会議には、我が国も参加し、条約事務局の組織体制や予算等の条約の運営に関する事項や、水銀規制に関する技術的事項等の決定に貢献した。

4 化学物質及び廃棄物管理

4～5月にバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約合同締約国会議が開催され、我が国も参加し、化学物質及び廃棄物の規制、管理に係る技術ガイドライン等の策定や、条約の運営に係る予算等の組織的事項の決定に貢献した。また、我が国は、UNEP/IETC への拠出及び UNEP/IETC の様々なプロジェクトの実施支援を行った。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

測定指標 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（一年度）

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

28年度

年度目標

- 1 「パリ協定」の実施に向けて、国際的な詳細なルールの構築に積極的に貢献していくとともに、我が国の署名及び締結に向けて必要な準備を進める。
- 2 「二国間クレジット制度（JCM）」を推進し、署名国との着実な実施を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国が議長国を務めたG7伊勢志摩サミット（5月）において発表された声明では、G7は同協定の28年中の発効を目標に、できるだけ早期の締結に向けて取り組むことで一致。我が国は議長国としてその議論を主導した。また、10月の国連気候変動枠組条約第22回締約国会議閣僚級非公式準備会合（プレCOP）において、我が国を含む先進国は、32（2020）年まで年間1,000億ドルの途上国支援を行うという目標の達成に向けた具体的な筋道を示した「Roadmap to \$100 billion」を発表し、途上国から大いに歓迎された。11月にはパリ協定が発効し、その直後にマラケシュ（モロッコ）で開催されたCOP22においては、我が国は、30年までに実施指針を策定すること等の決定に向け、積極的に交渉に関与し、同決定の採択に貢献した。我が国自身は、4月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名し、11月に締結した。
- 2 5月、インドネシアにおいて初めてのJCMクレジットが発行され、続いてモンゴル及びパラオでもクレジットが発行された。また、29年1月、フィリピンとの間で二国間クレジット制度構築に関する署名が行われ、パートナー国は17か国となった。

29年度

年度目標

- 1 30年までにパリ協定の実実施指針を策定するべく、国連気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）の機会を始め国際社会における気候変動交渉の議論に積極的に参画し、より実効的で透明性の高いルール作りに貢献していく。各国間の異なる立場を調整する必要があるためにも各国と連携しながら、今後のCOPの関連会合において実質的な議論を進めていく。米国がパリ協定からの脱退を表明したことは残念であるが、また、パリ協定への対応を含む気候変動問題に対するトランプ政権の政策の全体像は、現時点で必ずしも明らかではないが、気候変動への対応は、国際社会全体で取り組むべきグローバルな課題であり、米国と協力していく方法を引き続き探求するとともに、パリ協定の締約国と同協定の着実な実施を進めることを通じ、この問題に積極的に取り組んでいく。米国の積極的な関与も重要との観点から、米国を含む各国と引き続き連携していく。
- 2 32（2020）年以降の新たな国際枠組みであるパリ協定の実実施指針を30年までに採択することが合意されているところ、その採択に向けた交渉に積極的に取り組む。
- 3 二国間クレジット制度（JCM）を引き続き推進することにより、規模・案件数の増大を図るとともに、パートナー国の増加に努める。
- 4 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局及び緑の気候基金（GCF）における日本人職員数の増加に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国（主に米国）との連携

パリ協定に批判的であり、同協定からの脱退を公約の1つとして掲げたトランプ米国大統領の就任を受け、29年3月に行われた日米外相会談において、岸田外務大臣から、パリ協定を含む気候変動への対応は、国際社会で取り組むべきグローバルな課題であり、共に連携していきたい旨述べ、日米両外相は、引き続き意思疎通を続けて行くことを確認した。また、5月のG7タオルミーナ・サミットにおいて、米国がパリ協定に留まるように、他のG7首脳とともに働きかけを行った。6月1日、トランプ大統領は米国のパリ協定からの脱退を表明したが、その後もG7環境大臣会合や、COP23の場などを通じて日本として各国と連携しながら、気候変動分野に米国が関与することの重要性を米国に伝達してきた。その結果、米国はパリ協定からの脱退表明後もCOPなどの気候変動交渉の場には引き続き出席し、交渉に参加している。

- 2 パリ協定実施指針の採択に向けた取組

11月にフィジーが議長国を務め、ボン（ドイツ）で開催されたCOP23では、COP22において決定された30年までの実施指針策定に向けた議論において、我が国は、①パリ協定の実施指針に関する議論の推進、②30年に実施が予定されている温室効果ガスの削減に関する世界全体の努力の進捗状況を検討するための促進的対話（「タラノア対話」）のデザインの完成、③グローバルな気候行動の推進の3つの成果を目指して交渉に参加し、積極的に議論に貢献した。また、我が国は議長国のフィジーに対して、準備段階からアジア太平洋地域におけるCOP23準備ワークショップの開催等様々な支援を行い、フィジーがCOP議長国として気候変動交渉をリードする上で必要となるサポートを行い、COP23の成功に貢献した。

3 二国間クレジット制度（JCM）

JCMについては、これまで17か国との間で二国間文書に署名しており、29年度は、モンゴル、ベトナム、パラオのJCMからクレジットが発行された。さらに、JCMにおいて日本からの温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を評価するのに必要である省エネ・再エネに関するMRV（測定、報告及び検証）方法論が50件承認された。

4 関連国際機関の日本人職員増加に向けた取組については行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「邦人職員、特に管理職クラスの採用に向け、戦略的な方針を策定し、取り組むべきである」との指摘を受けたことを踏まえ、国際機関勤務志望者の発掘等を目的に、6月および7月に日本でキャリアセミナーを開催した。同セミナーでは、国連の活動、特に気候変動問題に関心を有する社会人、学生等を対象に、国際機関で勤務することの意義、キャリア形成上の利点を紹介、解説するなどしており、2回合計で60名を越す参加者からの活発な質疑応答があり、これら参加者の間で国際機関で働くことに対する関心を高める上で有効であった。SNSによる発信も行った結果、GCFについては、29年度で1名増となり、30年度も1名増える見込みとなった。

5 気候変動と脆弱性に関する取組

アジア太平洋地域の自然災害と脆弱性リスクに関する報告書を9月に公表し、同月のCOP23準備セミナー、10月のイタリアにおける気候変動と脆弱性に関する作業部会、11月のCOP23および12月の気候変動サミットなど多様な場で対外発信を行い、島嶼国始め各国から高い関心が示された。同報告書を公表した9月にはCOP23の議長国フィジーに対し議長国支援の一貫としてCOP23準備セミナーを行い、島嶼国に日本の取組を発信することができた。

6 その他気候変動に関するハイレベルの取組

9月、国連総会のハイレベルウィーク期間中、コーン米国国家経済会議（NEC）議長主催の朝食会に河野外務大臣が出席し、同議長を含むエネルギー・気候変動問題に関係の深い主要国の閣僚級とともに、国際的なエネルギー事情、気候変動問題について意見交換を行った。河野外務大臣からは、パリ協定の着実な実施が重要であり、日本は同協定の下、気候変動対策に積極的に取り組んでいく旨述べるとともに、いかなる国も単独でエネルギー安全保障を達成することはできず、エネルギー分野での国際協力を進め、世界全体のエネルギー安全保障を強化していくことが重要である等述べた。

また、12月、フランスが国連及び世界銀行と共催した気候変動サミットにパネリストとして参加した河野外務大臣は、日本は先進的な技術力を生かしたイノベーションの力を気候資金のスケールアップに活用することで世界をリードしていくという決意を示し、そのためにも官民パートナーシップを強化していくべきとの考えを表明した。同会合はパリ協定採択2周年を記念して開催され、同協定の着実な実施のためのモメンタムが高められた。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標（一年度）

我が国主導による防災の推進に向けた取組を促進する。

28年度

年度目標

- 1 各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる国連国際防災戦略（UNISDR）の政策に反映する。
- 2 被災地におけるより良い復興の支援などを通じ、第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進する。

- 3 抛出等を通じ、UNISDR による各国における防災関連施策の充実のための活動の効果的かつ効率的な実施に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 仙台防災枠組の指標の策定にあたり、内閣府と協力し、指標のフィージビリティ調査及び UNISDR への提言を行った結果、29 年 2 月の国連総会において、日本が主張する直接経済損失などの経済指標が盛り込まれた「仙台防災枠組 2015-2030」の防災指標及び専門用語に係る政府間専門家作業部会レポート決議案が採択された。
- 2 仙台防災枠組のフォローアップとして、日本を含む世界 30 か国から合計約 360 名の高校生が参加した「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」（11 月）や津波防災訓練等、国際機関等と連携し、15 に及ぶ「世界津波の日」関連行事を世界各地で実施した。これら行事の実施を通して、都市防災キャンペーン参加都市増加（27 年 3,098 都市→28 年 3,457 都市）など、各国・地域の「防災の主流化」が進展するとともに、我が国の防災に係る経験や知識の共有及び各国における防災人材の育成等につながった。
- 3 抛出やグラッサー国連事務総長特別代表（防災担当）兼 UNISDR 代表と我が国外務省政務と内閣府政務との意見交換等を通じ、組織改革の促進、我が国の知見を共有することにより、防災指標を活用した「仙台防災枠組 2015-2030」のモニタリングや「世界津波の日」の普及啓発活動を重要業務とした UNISDR の活動の効果的かつ効率的な実施に貢献した。

29 年度

年度目標

- 1 各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる国連国際防災戦略 (UNISDR) の政策に反映する。
- 2 被災地におけるより良い復興の支援などを通じ、第 3 回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進する。引き続き「世界津波の日」関連事業を世界各地で実施し、津波防災の普及啓発及び津波防災能力の強化を行う。
- 3 抛出等を通じ、UNISDR による各国における防災関連施策の充実のための活動の効果的かつ効率的な実施を推進し、「国内災害損失データを有する国数」の増加など、各国の「防災の主流化」を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連国際防災戦略 (UNISDR) への貢献
我が国が主張する「長期的な視点に立った防災投資」、「より良い復興」、「中央政府と多様な主体の連携」などが盛り込まれた仙台防災枠組について、UNISDR の 30 年-31 年の実施計画や防災グローバルプラットフォーム等における主要テーマとして位置づけられた。30 年 3 月 1 日に、防災担当国連事務次長補兼国連事務総長特別代表に水鳥真美氏が就任した。
- 2 仙台防災枠組の推進する、津波防災の普及啓発及び津波防災能力の強化
「世界津波の日」関連イベントとして、日本国内では「『世界津波の日』2017 高校生島サミット in 沖縄」、「世界津波博物館会議」を、国外では、ジュネーブ、NY において「世界津波の日」関連イベントをそれぞれ ISDR 等と共催した。アジア太平洋の国を中心に 16 カ国の学校で津波避難訓練を実施し、世界各国に普及できるよう津波避難訓練マニュアルのとりまとめに着手した。
また、27 年の「ネパール大地震」において「より良い復興」の視点を加えた住宅や学校の復興支援を行った経験も踏まえ、9 月の「メキシコ大地震」では、発生直後に復興支援調査団を派遣し、東日本大震災で得た「より良い復興」の知見や経験を提供するなどして、復興を支援した。都市防災キャンペーン参加都市数は 3,858 都市まで増加した。
- 3 抛出等を通じた各国の「防災の主流化」推進
27 年 3 月の第 3 回国連防災世界会議で日本政府が発表した仙台防災協カイニシアティブに基づき各国への支援・人材育成を実施したほか、27 年 3 月からの 4 年間で「防災の主流化」を目的に「防災関連分野で 40 億ドルの協力、4 万人の人材育成」に向け順調に支援を実施中である。（達成状況：28 年 3 月 13.7 億ドルの協力、16,283 人の人材育成、29 年 3 月 23.6 億ドルの協力、39,776 人の人材育成。30 年 3 月までに約 40 億ドルの協力、約 6 万人の人材育成（速報値・未公表）（いずれも推計））。

28・29 年度目標の達成状況：A（28 年度：a，29 年度：a）

--

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）			
（出典：UNISDR ANNUAL REPORT）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	90	92	99

評価結果（個別分野 2）

施策の分析

【測定指標 2－1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進】

28 年度

28 年度は、日 UNEP 対話は、UNEP 事務局長の交代により開催されなかったが、我が国はワシントン条約 COP17 や生物多様性条約 COP13 を始めとする、多くの国際会議に参加し、我が国の政策をこれらの議論に効果的に反映しつつ、地球環境問題の解決に向けた取組の進展に積極的に貢献することができた。

5 月の UNEA 2 において、持続可能な開発のための 2030 アジェンダやパリ協定等を踏まえつつ、環境分野における重要課題について議論が行われた。我が国もこれらの議論に積極的に参加し、我が国が共同提案国となった化学物質・廃棄物の適正な管理に関する決議が採択されるなど、我が国の方針を効果的に反映することができた。また、UNEP 本部所在地の我が国在外公館を通じて円滑な意思疎通や情報共有に努めたことは、UNEP との連携強化の観点から特に有効であった。（28 年度：地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進（達成手段①））

29 年度

国連環境計画（UNEP）について、29 年度は 9 月に UNEP 事務局長が訪日し日 UNEP 政策対話が行われ、我が国と UNEP 間の連携強化が図られた。また、12 月の第 3 回国連環境総会では、我が国は閣僚宣言や 13 本の決議の採択に主導的役割を果たし、地球環境の維持・改善に向けた先進的な立場をアピールできた。さらに、UNEP 本部所在地のナイロビでは、在ケニア大使館を通じた UNEP 事務局と意思疎通や情報共有を図っており、UNEP との連携、信頼関係強化に貢献した。

水銀に関する水俣条約については、条約の発効に向けた働きかけ等に取り組んだ結果、5 月までに締結手続きを了した国が 50 か国に達し、8 月の条約発効に一定の役割を果たすことができた（30 年 2 月現在の締約国数は 87 か国）。9 月の第 1 回締約国会議においては、関係省庁とも連携して、条約事務局の組織体制や予算等、条約の運営に関する事項はもとより、水銀規制に関する技術的事項については、我が国の経験も踏まえて、締約国間の議論において主導的役割を果たした。

化学物質管理に関しては、4～5 月の関係条約合同締約国会議において、関係省庁とも連携して、化学物質及び廃棄物の規制、管理に係る技術ガイドライン等の策定や、条約の運営に係る予算等の組織的事項の決定に貢献できた。また、UNEP/IETC への拠出及び UNEP/IETC との緊密な連携による廃棄物管理分野での様々なプロジェクトの実施支援を通じ、途上国における環境技術の適正化の普及に貢献した。（29 年度：地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進（達成手段①））

【測定指標 2－2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進】

28 年度

28 年度は、我が国が議長国を務めた G7 伊勢志摩サミット（5 月）においてパリ協定の早期の締結に向けて一丸となって取り組むよう G7 各国に働きかけ、議論を主導し、G7 各国がパリ協定の早期締結に向けて取り組むことで一致した。我が国は議長国としてその議論を主導しただけでなく、11 月にはパリ協定が発効した。その直後にマラケシュ（モロッコ）で開催された COP22 においては、我が国は、30 年までに実施指針を策定すること等の決定に向け、積極的に交渉に関与し、同決定の採択に貢献した。我が国自身は、4 月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名し、11 月に締結した。（28 年度：気候変動への取組（達成手段③））

29 年度

29 年度は、6 月のトランプ大統領による米国のパリ協定からの脱退表明への対応が重要な課題となった。我が国は米国を引き続き気候変動政策に関与させることが必要との立場であり、各国と連携しながら様々な形で米国への働きかけを行った。パリ協定の規定上、米国が同協定から正式に脱退でき

る最も早いタイミングは 32 年 11 月であり、今後も米国の協定残留に向けた働きかけを継続していく必要がある。

パリ協定実施指針策定が主要な課題となった 11 月の COP23 における議論では、一部途上国より、先進国と途上国の取組に差を設けるべきとのパリ協定採択以前の主張や、全ての議題を均等に扱おうとする動きがあったが、日本は他の先進国とも協力して、全ての国の取組を促進する指針を策定する必要性を訴えるとともに、先進国と途上国とを二分化した指針とすべきではないこと等を主張し、パリ協定の枠組み維持に努めた。パリ協定の実施を巡っては依然として一部途上国とその他の国で明確な主張の違いがあり、30 年の COP24 における指針の採択に向けた更なる取組が必要である。

そのほか、二国間クレジット制度 (JCM)、UNFCCC や GCF などの日本人職員増加についても一定の成果をあげることができたが、一層の拡充に向けた取組を継続する必要がある。

UNFCCC や GCF などの日本人職員増加への取組に関しては、キャリアセミナーの開催とともに事務局の空席情報をチェックし、HP への掲載やツイッターなど SNS を使った発信を定期的に行い、SNS での求人情報発信などを行った結果、当該国際機関における求人情報の認知度が高まり、将来の邦人職員増加が期待される。

国連ハイレベルウィーク期間中のコーン米国国家経済会議 (NEC) 議長主催朝食会、また 12 月の気候変動サミット (One Planet Summit) に河野外務大臣が出席、発言を行うことで、気候変動分野における我が国の積極的姿勢を改めて示すことができ、世界全体の気候変動対策に関するモメンタムを高めることにつながった。こうした多岐にわたる我が国に気候変動政策の実施の各局面においては、他の政府のみならず国際 NGO などの非政府主体や、企業とも連携を強め、SNS や外務省 HP 等を活用した対外発信にも注力した。その結果、それぞれの取組の効果を更に高めることができたと評価できる。(29 年度：気候変動への取組(達成手段③))

【測定指標 2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進】

28 年度

世界で毎年 2 億人が被災し、自然災害による経済的損失は年平均 1,000 億ドルを超える。多数の災害の経験を有する我が国は、これまで全ての国連防災世界会議をホストし、国連総会における「世界津波の日」の制定を主導する等、防災分野における取組をリードしてきた。「世界津波の日」制定元年である 28 年度に、15 に及ぶ「世界津波の日」関連行事を世界各地で実施したことは、我が国の防災に係る経験や知識の共有及び各国における防災人材の育成等につながり、第 3 回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組 2015-2030」を推進するとの目標を達成する上で効果があった。(28 年度：地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進(達成手段①②))

29 年度

「世界津波の日」制定 2 年目となる 29 年度は、UNISDR が中心となり 15 の「世界津波の日」関連行事を世界各地で実施した。特に、11 月の「『世界津波の日』2017 高校生島サミット in 沖縄」は、島嶼国を中心に世界 25 か国の高校生を招へいし実施したものであるが、小此木国土強靱化担当大臣、江崎沖縄北方大臣、堀井巖外務大臣政務官など多くの閣僚等の参加を得たことで、同会議を通じた「世界津波の日」の国内外への普及啓発を効果的に図ることができた。なお、30 年 3 月に UNISDR の事務総長特別代表に水鳥氏が就任し、国際機関における日本人幹部職員登用面で成果をあげ、日本の知見の活用を含む、更なる「世界津波の日」の普及啓発等、UNISDR による防災の取組の推進が期待される。

29 年度は UNDP と共同で、アジア太平洋 16 カ国の学校で津波避難訓練を実施し、その成果は「津波避難訓練マニュアル」としてとりまとめられる予定であり、これらの取組により、世界各国の津波被害の軽減に結びつき、より強靱な社会の構築が期待される。(29 年度：地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進(達成手段③))

28・29 年度を通じ、「仙台防災枠組」の実施及び「世界津波の日」の世界各国への普及啓発やそのフォローアップを通じ、各国・地域の「防災の主流化」を推進するとともに、第 3 回国連防災世界会議で日本政府が発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の達成の目処を立てることができた。また、国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) への拠出や緊密な連携を通じ、UNISDR の実施指針に日本の主張が反映されるとともに、他の国連機関との協力が進展するなど、防災分野における国連との連携がより一層進んだことは、目標を達成したと認めるのに十分な成果があった(30 年 3 月 1 日付けで防災担当国連事務次長補兼国連事務総長特別代表に水鳥真美氏が就任)。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国際社会が格差・貧困、テロ・難民、気候変動等の相互に絡み合う諸課題に直面する中、SDGsはこれらの諸課題を同時かつ根本的に解決する羅針盤となり得る。SDGsを通じて、これら地球規模課題の対処において我が国が指導力を発揮し、国際社会に深く貢献していくためにも、SDGsに対する日本の指導理念を明確にし、求心力のある取組を行う必要があり、今後もこれら取組を力強く推進することを目標とする。

【測定指標】

2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進

地球環境問題の解決に向けた取組は国際社会が一体となって進める必要があることを踏まえ、UNEPとの連携を更に強化することが必要であり、政策対話の実施、UNEPを通じた環境の保護及び国際協力の推進等の取組を継続する必要がある。

30年度に開催予定の生物多様性条約第14回締約国会議において、2020年以降の生物多様性目標の策定に向けた議論に積極的に参画する。

水俣条約は未だ発効したばかりでありその着実な運営のためには、決定すべき事項が数多く残っている。このため第2回締約国会議での議論、必要事項の決定に主導的役割を果たす。

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連三条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進

32年以降の温室効果ガス排出削減に関する新たな枠組みであるパリ協定は、30年に実施指針を策定することが決定されており、我が国はこれに関する議論を一層進展させるために交渉に貢献していく必要がある。また、31年に我が国は議長国を努めるG20ではパリ協定の運用開始に向け、気候変動が1つの主要なテーマとなるため、我が国はその議論を牽引していく必要がある。このため、30年においても我が国は各国の関心が高い気候変動の各分野においてリーダーシップを発揮していく必要がある。気候変動問題解決のため、パリ協定の着実な実施が必須であるが、そのために、気候変動交渉のみならず、緑の気候基金(GCF)や二国間クレジット制度(JCM)、二国間の開発協力を通じた気候変動関連途上国支援や、関連国際機関の邦人職員の増強、企業や自治体との連携、効果的な対外発信など、様々な分野や手段で取組を進め、これらを有機的につなげていくことで、オールジャパンでの気候変動問題への解決に貢献していく。

2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進

UNISDRを通じた「世界津波の日」を始めとした津波防災の普及啓発の取組は、「防災の主流化」を実現する上で極めて有効であり、我が国も主要ドナー国として、30年3月に就任した水鳥事務総長特別代表と連携し関連する取組の効果的かつ効率的な実施を促進する支援していく必要がある。

UNDPと共同で実施しているアジア太平洋の国の学校を対象とした津波避難訓練は、対象範囲を更に拡大し、世界各国における「防災の主流化」の更なる強化を目指す必要がある。

27年の第3回国連防災世界会議で日本政府が発表した仙台防災協カイニシアティブに基づく30年までの4年間の「防災関連分野で40億ドルの協力、4万人の人材育成」という方針の早期達成の見込みであるが、一層の「防災の主流化」推進に向け、同イニシアティブに基づいた取組を続ける必要がある。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

持続可能な開発のための2030アジェンダ

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html)

防災

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bousai.html>)

環境

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/index.html>)

気候変動

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/index.html>)